

法定外公共物用途廃止及び売払い申請事務手続き（概略）

◇申請者

○法定外公共物の売払いを希望



○申請予定地の測量（官民境界立会い申請）



○用途廃止の事前協議書提出



○用途廃止申請書提出



○普通財産売払い申請書提出



○登記手続き（完了）

◆笠松町（建設課・総務課）

→ ●申請予定地が国からの譲与土地であるか否かを確認



（建設課）

← ●国からの譲与土地であることを確認し連絡



→ ●立会いにより官民境界を確定



→ ●書類審査及び現地調査

※用途廃止の適否について総務課と協議



← ●用途廃止の適否を申請者へ通知



→ ●申請書受理（申請内容審査）



← ●用途廃止決定を申請者へ通知

●行政財産から普通財産へ所管換え（建設課⇒総務課）



→ ●売払い申請書受理（総務課）



← ●売払い決定（土地売買契約締結）



→ ●登記簿謄本の受理